

[illegible]

メコン流域諸国の投資環境 第1回

ミャンマーの投資関連法規

KPMG ミャンマー ヤンゴン事務所

パートナー 藤井 康秀

ASEANは2013年「日・ASEAN友好協力40周年」を迎え、さらに、ASEAN経済共同体（AEC）の発足を控えています。6億人の人口を保有する一大経済圏としての成長目覚ましく、製造拠点としてのみならず、内需を狙った消費市場としても着目され、日本企業の投資も急増しています。

一方で、これら諸国での税務上のリスクも重要課題となっており、日系企業の税務への備えは必ずしも万全とは言い難い状況であります。そこで、メコン流域諸国であるミャンマー、ラオス、カンボジア、タイ、ベトナムの5カ国の投資環境について連載いたします。

第1回となる本稿は、ミャンマーの投資関連法規として、ミャンマーへの日系企業投資の現状を踏まえたうえで、2014年8月に公表されたミャンマー投資委員会通達の改訂内容および投資認可の手続きについて解説します。

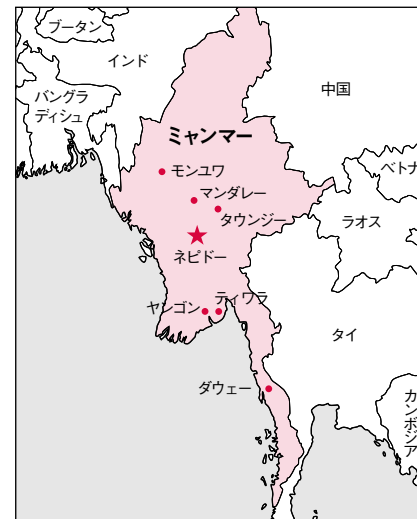
なお、本文中の意見に関する部分は筆者の私見である点をあらかじめお断りいたします。



ふじい やすひで
藤井 康秀
KPMG ミャンマー
ヤンゴン事務所
パートナー

【ポイント】

- 現在、ミャンマーは「インフラの不足」、「法制度の不備」、「土地価格の上昇」、「人材不足」といった4つの障害を抱えているが、依然、投資先としては魅力的である。
- 2012年11月に新たに外国投資法が施行され、奨励事業を明示して投資優遇措置を充実させた。
- 外国投資法では、外国資本に対する規制事業を具体的に列挙しているが、個別列挙された事業以外については、100%外国資本の会社にも開放された事業分野であると理解される。
- 2014年8月に発行されたMIC通達No.49／2014は、外国投資法の施行規則となるMIC通達No.1／2013の改訂版であり、外国資本への規制事業リストを大幅に整理しなおしたものである。
- 規制事業のなかには、完全に外資に対して禁止される事業と、ミャンマー資本との合併により認可される事業とに区分される。
- 新通達では、旧通達において規制事業として記載されていた小売・卸売の販売業一般が削除されたが、外資企業に対し輸出入ライセンスの発行を制限する措置が継続しているため、今後も留意が必要である。
- 投資形態・業種により、設立・認可の手続きは異なる。



外国投資法関連法令

関連法令	本稿での略記	内容
外国投資法 The Union of Myanmar Foreign Investment Law "FIL"		投資が規制される事業、投資促進事業、投資形態、ミャンマー投資委員会の義務と権限、投資認可の申請、投資の保障、従業員の採用、投資優遇措置、土地の使用権、外貨送金の権利などを定める法令。
国家計画経済開発省通達 No.11/2013 Ministry of National Planning and Economic Development Notification No.11/2013	NPED 通達 2013	外国投資法の施行手続きを規定する通達。
ミャンマー投資委員会通達 No.1/2013 Myanmar Investment Commission Notification No.1/2013	MIC 通達 2013	外国投資法の趣旨に基づき、外国資本に対し、禁止される事業、合併事業を要請される事業、その他の条件が認可の前提となる事業などを個別に列挙した通達。
ミャンマー投資委員会通達 No.49/2014 Myanmar Investment Commission Notification No.49/2014	MIC 通達 2014	MIC通達2013の一部改訂版。

I ミャンマーへの日系企業投資の現状

ミャンマーへの直接投資を考える外国資本には、重要な障害が4つあります。

1つ目は、決定的なインフラの不足です。国内の全世帯のうち電気の供給を受けている世帯は約3割に留まっており、ヤンゴンやマンダレーなど主要都市の世帯に限られているのが現状です。もちろん、主要都市においても需要の急増により電気事情はますます悪化しています。港湾設備も貧弱であり、ヤンゴン周辺に位置する企業に利用可能なヤンゴン港ならびにティラワ港ともに河川港であり、水深が浅く大型のコンテナ船の入港は不可能です。港へのアクセス道路も貧弱で、結果として、運送コストは周辺諸国よりも割高です。上下水の施設も不十分で、工業用水の供給にも不安があります。ミャンマーに製造工場を設置する企業にとって、安価な労働力は魅力的ですが、これらインフラの限界が大きなコスト要因となります。また、物理的に許容可能なインフラを備えている工業団地もありません。したがって、現在までのところ、製造業として投資認可を得ている企業は、縫製業を中心とする軽工業に限られています。その意味で、今、日本・ミャンマーの両政府と民間が協力して開発しているティラワ経済特区は、唯一、一定のインフラを提供する工業用地として注目を浴びています。

2つ目の障害は、法制度です。本稿で詳しく解説しますが、外国投資法の改正が行われ、外国投資にかかわる法整備は着実に進んでいます。ただし、法規には記述されない規制もまだまだあります。その代表的なものが、卸売業・小売業に関する外資への参入規制です。この国の企業は、物品の輸出入の都度、商業省から輸出入ライセンスを取得することが義務付けられています。現在、この輸出入ライセンスは、外資企業（現地資本との合併企業を含む）に対しては、付与されません（MIC認可事業を除く）。したがって、販売子会社の設立は

単独でも合併でも認可されず、サービス事業でも物品の販売を伴うものは認可されないと理解されています。たとえば、機器のレンタルサービスなども、最初の機器の輸入は、現地の代理店を通じて購入するとしても、事業に使用した後の中古機器を国内で売却処分してよいのかは判然としていません。以上のように、インフラ不足による製造業の進出のみならず、販売業やサービス業の進出にも障害があります。

3つ目の障害は、土地価格の上昇です。政権の民政移管後、外国人の往来も増え、オフィスや外国人用のアパートの需要は急上昇し、深刻なホテルの客室不足、オフィススペース不足、アパート不足となりました。それがために、現在、ヤンゴン市内は建設ブームに沸いており、これに伴って土地価格はうなぎ上りに上昇しています。高品質のオフィス、アパート、商業施設への需要は堅調であるため、不動産開発の事業に意欲を示している日系企業も少なくありません。不動産開発事業は、現地資本との合併で行うことを要求されており、通常、現地資本側が土地を現物出資する形で合併企業が設立されます。ところが、この土地の評価額が高額となり、投資の経済性計算に誤算が生じているプロジェクトが複数出てきています。実際、オフィスや店舗の賃料の2倍、3倍の値上げを言われて、すでに撤退を決めている小規模事業会社も出てきはじめています。

4つ目の障害は、人材不足です。これもインフラ不足と同様に解決に時間がかかる深刻な問題です。この国は、英国からの独立後、長い社会主義の時代を経て、80年代末に軍政に移行し、残念ながらほぼ鎖国状態で経済を運営してきました。そのため、近代的な産業の基盤がありません。したがって、技師や技術者が絶対的に不足しています。それは、金融業務や日々の会計業務でも同様の状態です。加えて、軍政時代に、大学教育の質の低下があったために、大学新卒者の能力にも限界があります。現在、進出中の日系やその他の外資系企業は、海外に出て高等教育を受け、あるいは業務経験を得たミャンマー人を採用して連れてきている状況であり、当然、給与

の相場も、地価と同様の急上昇を続けています。来年早々には、ティラワでの工場の新設、外国銀行の支店開設が予定されています。日本を含む、外資の通信会社も、通信ネットワークの拡大のために急ピッチで投資を行っています。人材の逼迫は、今後さらに深刻となるでしょう。

このような困難な課題を抱えたミャンマーではありますが、その投資先としての魅力はいささかも衰えるものではありません。制度的な障害は、辛抱強く政府と交渉して一步一步改善に向かっていきます。地価の高騰はコントロールできませんが、新たなオフィスビルやコンドミニウム、ホテルの建設も進んでいる状況ですので、1～2年後には市場も落ち着いているかと思われます。人材の問題は、企業努力でなんとか乗り越えるしかありません。ミャンマーの若い人材は、新しい経験と知識に対して貪欲で勉強熱心です。企業に人材を育てる姿勢があれば、これも中期的には解決される問題であると信じています。

それでは、そのようなミャンマーの投資規制から詳しく見ていきましょう。

Ⅱ 外資規制

1. 外国投資に関する法規

ミャンマー政府は、2011年に軍政から民政に政権を移管して以降、外国投資を誘致することを積極的に推し進めてきました。その姿勢を明確にすべく、2012年11月には従来の外国投資法は改正し、奨励事業を明示して投資優遇措置を充実させ、外国投資にかかわる規制上の障害を可能な限り少なくするよう配慮しました。

ただし、一部の事業分野については、国内産業や環境の保護のため、あるいは安全保障上の理由などにより、外国資本に対して禁止あるいは規制する事業を個別列挙しています。個別列挙された以外の事業は、100%外国資本の会社にも開放された事業分野であると理解されます。これら規制事業は、完全に外資に対して禁止される事業と、ミャンマー資本との合弁事業で行う場合にのみ認可される事業とに区分されます。なお、規制事業ではあっても、ミャンマー国ならびに国民にとって有益であることが十分に説明可能な場合には、ミャンマー投資委員会（Myanmar Investment Commission、以下「MIC」という）の個別判断により認可が行われる可能性があることと記述しています。

改正外国投資法は、合弁の場合の外国資本比率、あるいは、旧法には定めがあった最低資本金の額も明示していません。これら資本比率や最低資本金については個別申請ごとの判断がなされます。

2. 外資に対して禁止される事業

外国投資法の本文において、外国資本による投資が禁止または制限されている分野は、以下のとおりです。

- (a) 民族の伝統的文化と慣習を害すると考えられる事業
- (b) 国民の健康に悪影響を与える事業
- (c) 自然環境および生態系を害する事業
- (d) 国内に危険物あるいは有毒な廃棄物を発生させる事業
- (e) 国際的協定により危険を与えると指定された化学物質を製造・使用する事業
- (f) 施行規則に定めるミャンマー国民が営むことができる製造業・サービス業
- (g) 研究開発中であって、海外での許認可がまだ得られていない技術、薬品、機器等を持ち込む事業
- (h) 施行規則に定めるミャンマー国民が営むことができる農業および短期・長期のプランテーション事業
- (i) 施行規則に定めるミャンマー国民が営むことができる畜産業
- (j) 施行規則に定めるミャンマー国民が営むことができるミャンマー近海漁場における漁業
- (k) 国境線より10マイル以内の地域における投資（ただし、連邦政府により経済特区に指定された地域を除く）

上記の（f）（h）（i）（j）に規定されている製造業、サービス業、農業、畜産業、漁業については、施行規則となる国家計画経済開発省通達No.11/2013（以下、「NPED通達2013」という）で具体的な事業が明示されていますが、いずれも零細な個人事業に該当する事業であり、外国資本の投資対象にはなり難い分野であると思われます。

また、1989年に施行された国営企業法によればチーク材の伐採・販売、郵便・通信事業、鉱物資源の探索・発掘・輸出等については国営企業または国営企業と民間企業の合弁会社のみが事業を行うことができるとされているため、実質的にこれらの事業に対しても外資の参入規制があると言えます。

上記に加えて、外国投資法の施行規則となるミャンマー投資委員会通達No.49/2014（以下「MIC通達2014」という）でも、禁止事業を列挙しています。なお、MIC通達2014は、従前のミャンマー投資委員会通達No.1/2013の一部を改訂する形で2014年8月に発行されました。

- (a) 兵器の製造、その他国防に関連する事業
- (b) 森林資源にかかわる事業
- (c) 翡翠その他宝石に関与する事業
- (d) 中小規模の鉱業、金などの金属資源の採掘
- (e) 電力システムの管理、関連する調査サービス
- (f) 航空・船舶管制にかかわる事業
- (g) 出版業と放送事業の一体運営
- (h) ミャンマー語ならびに少数民族語による定期刊行物の発行

3. ミャンマー資本との合併のみで実行可能な事業

ミャンマー資本との合併のみで実行可能な事業として列挙されている項目を大まかに分類すると、以下のようになります。

- (a) 農作物の種子、穀物を原料とする加工品、食料品（乳製品を除く）、酒類、飲料水、氷の製造・販売
- (b) 綿糸、陶器・プラスチック・ゴム・皮革などで加工された家庭用品、各種紙製品の製造などの軽工業
- (c) 各種の化学化合物の製造
- (d) 石油・ガス製品の製造
- (e) 医薬品原料の製造
- (f) 鉱物資源の探査・採掘
- (g) インフラ開発プロジェクト、工業団地の開発
- (h) オフィスビル、商業ビル、居住用コンドミニアム、ゴルフ場ほかリゾート施設などの不動産開発
- (i) 国内・国際航空業

合併の場合の外国資本比率は、NPED通達2013により、最大80%までが許容されると理解されますが、実際は、MICの審査の過程でケースバイケースの指示がなされています。

4. 各種の条件が付される規制事業

ミャンマー資本との合併が必要な事業に加えて、別途、関連省庁の個別認可や特定の条件が付される事業分野が明示されています。この中にも、ミャンマー資本との合併を示唆している事業が複数含まれています（図表1参照）。

図表1 外国資本に対し、禁止または制限される事業分野



(1) 関連省庁ごとの規制事業

関連省庁ごとの規制事業を要約すると、以下のようにならわれます。

① 畜産・水産省

- (a) 養蜂、蜂蜜の製造
- (b) 魚網の製造、漁港、魚市場、水産試験場の建設
- (c) 外洋での漁業、水産物の加工、同輸入、養殖業

② 環境保護・森林省

- (a) 自然公園の運営、エコツーリズム
- (b) 炭化合物の削減事業
- (c) 長期契約による森林の伐採
- (d) 遺伝子加工動植物の輸入
- (e) 森林資源開発・保護に関連する事業、森林資源に関連する研究開発・人材育成事業
- (f) 山林内での鉱物資源の採掘
- (g) 事業目的の繁殖のための動植物の輸出入

③ 工業省

- (a) ソフトドリンク、炭酸・非炭酸飲料の製造
- (b) 人口調味料の製造
- (c) 人口化合物による医薬品の製造

④ 運輸省

- (a) 船舶による乗客ならびに貨物の輸送
- (b) 船員の訓練施設
- (c) 船舶ドック・サービス、水運関連の港湾サービス

⑤ 通信・情報省

- (a) 国内・国際郵便サービス

⑥ エネルギー省

- (a) 石油ガスの貯蔵タンク、積上げ施設、パイプライン、関連する機械設備、同製品の輸入・運搬・貯蔵・配送・販売に係わる建築物の建築
- (b) 石油ガスの採掘・製造・試験・運搬
- (c) 石油ガス製品の精製設備の建設・維持・改善

⑦ 健康保健省

- (a) 民間の病院、クリニック、検査サービス、
- (b) 医薬品製造、ワクチン・試薬の開発・検査
- (c) 医療関連の研究・教育・訓練施設
- (d) 伝統医薬（漢方薬）の原料の売買、薬草の栽培・生産、漢方薬の開発ならびに製造

⑧ 情報省

- (a) 外国語による定期刊行物・出版
- (b) ラジオならびにテレビの放送事業
- (c) 映画の製作、配給、放映

(2) 合併事業の要請とその他の条件が付される事業

また、合併事業の要請とともにその他の条件が付される事業として、以下の事業が列挙されています。

- (a) たばこの製造（事業開始後3年以内に国産量の利用率50%、輸出比率90%以上）
- (b) 爆発物、可燃物の製造
- (c) 穀物の栽培と輸出（外資比率49%以下）
- (d) インターネット宝くじ
- (e) 衛星都市の開発、過疎地域の開発
- (f) 鉄道・駅・駅ビルの建設、鉄道の運営、電車・客車・パーツの建造、鉄道省保有の土地におけるファイバーケーブルの敷設・通信用タワー・マシンルームの建設、同土地における商業施設の建設、鉄道・車両による運輸サービス
- (g) 車両の検査技術、運転技能、補修・修理技術の訓練
- (h) 鉄道に使用する電力の発電事業

(3) 規制事業から削除された項目

なお、MIC通達2014では、従前のミャンマー投資委員会通達No.1/2013のリストで規制事業として記載されていた以下の項目が削除されています。

- (a) ホテル業（3スタークラス以上の場合のみ100%外資でも可）
- (b) 大規模小売業（ミャンマー資本の比率40%以上）
- (c) フランチャイズ事業（フランチャイジーは、ミャンマー資本のみ）
- (d) 倉庫業（ミャンマー資本の比率40%以上）
- (e) 上記の大規模小売業以外の小売業（2015年以降にのみ認可と記載）
- (f) 卸売業（商務省の条件に従うのみ記載）

この改正の意図は、先のNPED通達2013で明示されているように、外国投資法による優遇措置は、販売業（Trading Business）には付与されないということを再確認したものと理解されますが、同時に、小売業ならびに卸売業への外資の参入について完全にこれを排除する意図のないことを明示したものであると思われます。ただし、2000年代初頭の欧米諸国による経済制裁措置の発動以降、ミャンマー商業省は、外資企業に対して輸出入ライセンスの発行を制限する措置を継続しています。したがって、外資企業が販売会社を設立しても、商品や製品を直接輸入することができません。このことが、外資による販売業への事実上の参入障壁となっています。最近、商業省の高官は、この点について、特段の事情があればライ

センスの発行を許可するような発言を繰り返しており、徐々に緩和の方向で調整が進むものと期待されます。また、大型の設備投資を伴う小売業・卸売業は、土地の長期リースを必要としますので、MIC認可が前提となります。この場合は、外資による小売業・卸売業も設立可能となると考えられています。

Ⅲ 投資認可の手続き

1. 投資の形態

ミャンマー国内で事業を行う外国会社は、図表2のような形態で事業を行うことができます。

ミャンマーでは、金融機関を除き、諸外国で一般的に認められる駐在員事務所という形態で拠点を設置することができません。事業投資のための事前調査、準備その他情報収集を行う目的で駐在員を派遣したい場合、外国会社の支店として登録する方法を選択することが一般となっています。

1914年ビルマ会社法には、株式有限責任会社、保証有限責任会社、無限責任会社の3つの法人形態が規定されているため、これらの会社形態を採用することができます。ただし、実務的には株式会社形態を採用することが一般となっています。

合併事業のパートナーが国営会社である場合を除き、会社の設立登記手続きは、ミャンマー会社法の規定に従い行われます。国営会社との合併事業の場合の設立登記手続きは、特別会社法の規定に従い行われます。

2. 投資認可と会社設立手続き

投資手続きは、図表3のとおり、大きく分けて会社または支店の設立登記（営業許可の申請を含む）と投資認可の手続きの大きく2つの手続に整理できます。

通常、外資企業が土地のリースを受ける際には、法律で1年間のリース期間しか許されていません。製造業のように長期間の土地利用を必要とする事業は、ミャンマー投資委員会（MIC）

図表2 ミャンマー国内で事業を行う外国会社の事業形態

事業形態	内容
100%外国資本金会社 ならびに外国会社の支店	■ 外国会社が事業に必要な資本の全額を払い込み、株式会社を設立する方法。 ■ 外国で設立された法人の支店を設立する（ただし、外国会社による事業資金の全額払込みが必要）。
合併会社	■ ミャンマーのパートナーと合併契約を締結し、共同して株式会社を設立する方法。 ■ ミャンマー国民である個人、ミャンマーの民間企業、国営会社がパートナーとなる。 ■ 合併会社を設立する場合の外国資本の比率は当事者間で定めることができるが、外国投資が制限されている分野での合併会社設立の場合、外国会社の出資比率を法令に定める割合で行うことを提案できる。
生産物 分与契約	■ ミャンマーの国営会社と生産物分与契約を締結して、ミャンマー国内の資源開発事業に参入が可能。 ■ 当該契約により、外国会社に割り与えられた生産物の比率に応じて、当該資源の探索、抽出、採掘、広範な範囲の鉱物・石油製品の生産と販売を行う。

の認可が必要です。また、ミャンマー資本との合併が義務付けられる事業にもMIC認可が必要となります。このような事業は、通常、多額の投資を前提としますので、投資認可を受けることができれば、同時に、外国投資法による優遇措置を享受することもできます。

逆に、土地の長期リースも不要であり、優遇措置の対象となるような多額の投資を伴わないサービス事業では、MICの投資許可申請は不要であり、通常の営業許可申請と会社登記に必要な書類を、国家計画経済開発省の中にある投資・法人管理局 (Directorate of Investment and Company Administration; DICA) に対して同時に必要書類を提出します。支店設立の際も法人設立同様に、営業許可申請と会社登記が必要になります。

なお、ミャンマーでは、2011年11月にミャンマー連邦共和国経済特別区法 (The Myanmar Special Economic Zone Law) が施行されておりますが、2013年3月に修正案が公表されています。同経済特区法の最初の経済特区として、現在、日本・ミャンマー両国の官民が協力して開発が進んでいるティラワ経済特区があります。このティラワ経済特区に入居する企業については、上記の投資認可ならびに会社設立登記・営業許可の申請をひとつの窓口で処理する便宜が図られており、この場合には、各経済特区の管理委員会の下にあるワンストップサービスセンターに申請書を提出します。

3. 会社ならびに支店登記と営業許可申請

外国投資法による優遇措置を適用する場合もそうでない場合にも、営業許可書 (Operation Permit) および登記証 (Certificate of Incorporation) を取得する必要があります。

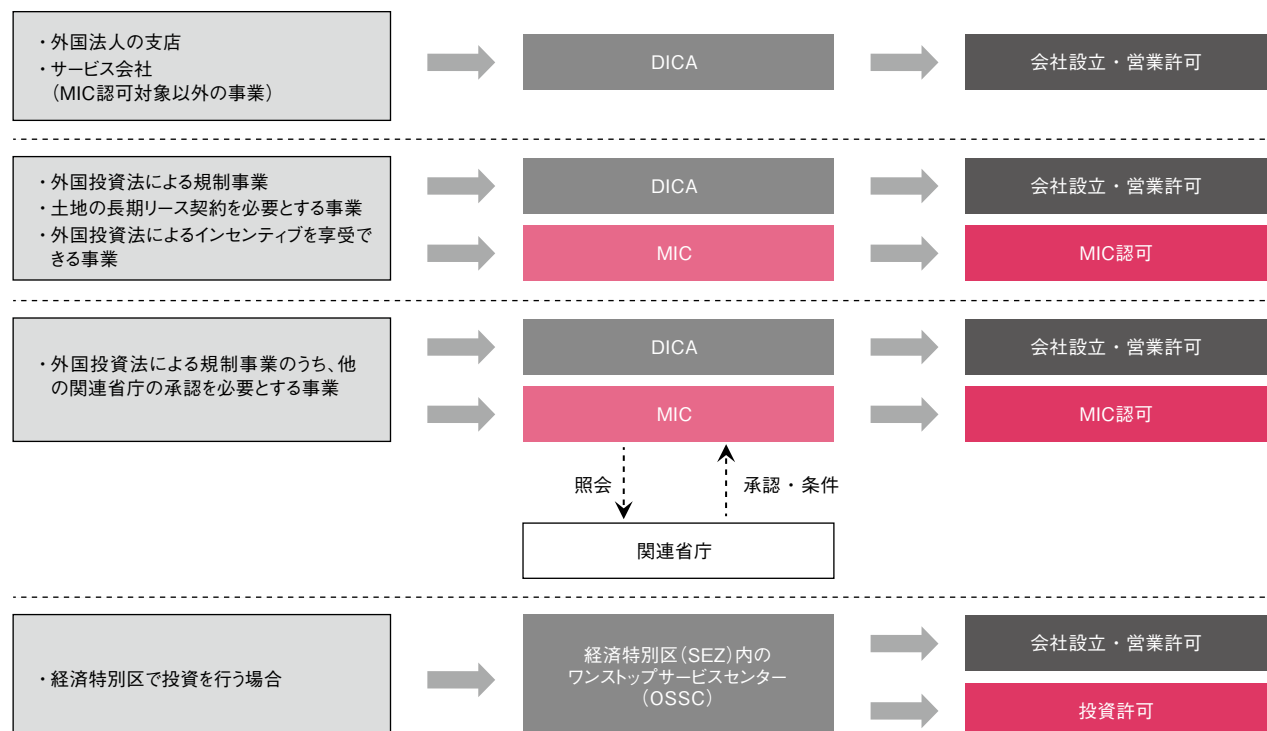
営業許可書および設立登記の申請に際して必要となるフォーム A の内容と添付書類の内容は、以下をご参照ください。

Form A 記載事項

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ・会社名 (商号) | ・取締役の数 (最低 2 名) |
| ・資本金の額 | ・会社の事業目的 |
| ・株式の額面ならびに発行株数 | ・発起人の氏名 |
| ・外国会社が保有する資本の比率 | ・株主となる会社の概要 等 |

共通事項	(注)
新設会社 / 支店のミャンマー語および英語による基本定款および附属定款 (国営企業との合併事業の場合、法務局 (Attorney General Office "AGO") による承認が必要となる)	
Form A	
資本構成委員会 (Capital Structure Committee) からの質問回答書	
ミャンマーで行う事業内容のリスト	
初年度の費用見積り	
合併事業の場合は、合併契約書ドラフト	
現地法人の場合の追加事項	(注)
会社設立に係る親会社の取締役会議事録	○

図表 3 投資許可取得および設立手続き



親会社の基本定款および附属定款（英語訳）	○
親会社の概要（会社登記証にて代替可能）	○
親会社の2期分の監査済財務諸表（Annual Report）	○
親会社に係る銀行からの信用照会状（Bank Reference Letter）、残高証明書（Bank Balance Certificate）	○
新設会社取締役の氏名、住所、役職、国籍、パスポート番号等	
新設会社取締役のパスポートコピー	
株主の氏名、住所、役職、国籍、パスポート番号、引き受ける株式数等	
株主（個人）のパスポートコピー	
支店の場合の追加事項	(注)
支店設立に係る本店の取締役会議事録	○
本店の基本定款および附属定款（英語訳）	○
本店の概要（会社登記証にて代替可能）	○
本店の直近2年度の監査済財務諸表（Annual Report）	○
本店に係る銀行からの信用照会状（Bank Reference Letter）、残高証明書（Bank Balance Certificate）	○
委任状（Power of Attorney）	○

支店長（Representative）の氏名、役職、住所、国籍、パスポート番号等	
支店長（Representative）のパスポートコピー	
本店役員の氏名、役職、住所、国籍、パスポート番号等	

営業許可は、5年ごとに更新が必要なため、期限末日から90日以前に更新手続きを行う必要があります。更新申請時には、当初の申請の時と同様の書式と添付資料が要求されます。また以下のような追加書類の添付が求められます。

- 直近の法人税申告書、賦課通知、税金納付書
- 基本定款・付属定款に変更のある場合には、その旨を記載した書類
- 既存の許可書の条件を遵守したことの証明書
- 監査済み財務諸表（貸借対照表および損益計算書）

図表4 MICへ提出する申請書式（Form1）の内容

掲載が求められる事項	具体的な内容
会社設立発起人の情報	氏名、住所等。日本人でも可能で、申請時点でミャンマー国内に居住していない「非居住者」でも可。
合併事業のパートナーの情報	会社名、住所等。合併企業として会社を設立する場合に必要。会社登記書、パスポートのコピー、出資者の財務状態を証明する書類を添付。
認可を申請する事業の内容	簡潔に記載する。詳細な内容はここでは不要。
法人の形態	100% 外資、合併形態、契約ベースかを記載。出資比率、取締役の情報、合併が政府企業と行われる場足には合併契約書のドラフト、司法長官府からの推薦状を添付。
会社の株式の情報	授權資本の額、発行する株式の種類、発行する株式数。基本定款、付属定款を添付。
払込資本に関する情報	外国資本と内国資本の比率、払込み期間、投資期間、建設の開始時期、建設期間。
外国資本の調達に関する情報	投資資金の調達額について、現金による資本金払込み額、現物出資、借入金による払い込みの別を記載。
内国資本の調達に関する情報	投資資金の調達額について、現金による資本金払込み額、現物出資、借入金による払い込みの別を記載。
事業内容の詳細	投資を行う場所・ロケーション、土地賃貸人の情報。土地の権利者であることの証明書、土地賃貸契約書のドラフト、土地が国からの賃借である場合には司法長官府からの推薦状を添付。 建設する工場建物等の仕様、製造する製品、年間生産数量、提供するサービスの種類、サービスの金額。使用する電力、燃料。工業用水の必要量、販売の方法等の詳細な計画が必要。
財務情報	出資を行う国からの銀行照会状または監査済み財務諸表を添付。
雇用に関する事項	ローカル従業員の採用計画、外国人エキスパートの採用計画、給与情報を記載。社会保障、福利厚生に関する計画を添付。
予想損益情報等	投資回収に要する期間の損益計算書、キャッシュフロー、投資の回収期間等。
環境評価	当該評価を行う組織、期間、浄水システム、廃棄物の処理方法等を記載。一定の場合には外部の評価書が必要。
社会経済に関する評価	当該評価を行う組織、期間、ボランティアプログラム。

4. MIC投資許可申請

外国投資法に規定する投資優遇措置の適用を希望する会社、ならびに土地の長期リース契約を必要とする会社、または、MIC通達で規制対象となっている事業を営む会社は、まず、MICに申請手続きを行います。申請は、所定のフォーム（MIC Form 1）により行います。その書式には投資形態や出資の構成、資金調達の方法のほか、売上高や原価費用の予測値など事業計画の詳細が求められています。MICへの投資許可ならびに申請書類の内容は図表4のとおりです。

MICにおける審査期間は、通常、書類提出後90日間が想定されています。最初に、提出後数週間以内に、PAT (Project Assessment Team) の会議での質儀応答の要請があります。申請書類の詳細な内容について、関連省庁の事務レベルのスタッフからの質問を受け、場合によっては、追加の資料や書類の訂正を要求されます。そこで指示された課題について回答ならびに追加資料の提出を終えた後に、最終のMIC会議に出席するよう求められます。会議では、投資プロジェクトの責任者により事業内容についてのプレゼンテーションを行った後、MICの構成委員からの個別の質問に応えます。

書類の準備から認可書の受領まで、最短で4ヵ月程度、長ければ6ヵ月を超える事例もあります。審査期間が長くなるケースは、ほとんどが土地の権利関係の確認（ミャンマーの土地登記制度が脆弱で、時に権利関係の明確でない事例があり、その場合は登記のやり直しを命じられる）、事業による環境への影響を評価したレポートの提出などが要因となっていますので、これらの点については、申請段階で十分に準備しておくことをお勧めします。

メコン流域諸国の税務（第2版） タイ・ベトナム・カンボジア・ラオス・ミャンマー



2014年10月刊
【編】KPMG/ あずさ監査法人
【監修】藤井 康秀
中央経済社
570頁 6,200円（税抜）

メコン流域諸国はASEANの中でも成長目覚ましく、日本企業の投資も急増しています。一方で、これら諸国での税務上のリスクも重要課題となってきています。そのため、投資国の税務についての詳細な情報を入手して、十分に備えることが必要です。第2版では、初版で取り上げたタイ、ベトナム、カンボジア、ラオスのほかにミャンマーを加え、5カ国を対象として、現地での経験と実務を踏まえ、税務・投資情報を体系的にわかりやすく解説しています。

本書の特徴

- ☑ 各国の税法を網羅的にかつ体系的に整理
- ☑ 実務に基づく解釈と留意点を詳細かつ明確に解説
- ☑ 理解を補助するための豊富な図解

本稿に関するご質問等は、以下の者までご連絡くださいますようお願いいたします。

KPMG ミャンマー
ヤンゴン事務所
パートナー 藤井 康秀
TEL: +66-2-677-2210
yfuji@kpmg.co.th

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com
www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転記載および磁気また光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2015 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.